平成２３年（フ）第２８３６号
横浜市南区六ツ川２丁目107番地の59
債務者　杉本　　渉
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８５号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根27番地１―203号プラザM，M
債務者　酒井　清美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
愛媛県大洲市肱川町予子林1851番地
債務者　河野千代美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２５２号
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉595番地　メドウスアパート302号
債務者　外間　友子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２５８号
沖縄県沖縄市字桃原256番地　コーポ桑江305
債務者　喜納かおり
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２７７号
沖縄県中頭郡中城村字当間844番地　仲松アパート202号
債務者　玉那覇裕子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７１号
栃木県那須塩原市下永田１丁目981番地１ディアコート司402号、前住所栃木県那須塩原市石林841番地261
債務者　大島登喜子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２４３６号
横浜市鶴見区潮田町２丁目92番地　本田荘101、住民票上の住所横浜市鶴見区潮田町２丁目92番地　やまなみ荘
債務者　田内紀美子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５０号
横浜市栄区長沼町644番地４　ダイアパレス横浜・戸塚209号
債務者　田村　幸世
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８４号
横浜市磯子区洋光台６丁目34番50―106号
債務者　亀田　健一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３３号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区13棟103号
債務者　大黒　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３６号
横浜市中区松影町３丁目９番地９　いちょう館212号室
債務者　若有　久江（旧姓萬歩）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９９号
静岡県島田市大草535番地の１　市営大草住宅　A棟201号室
債務者　八木　貴宏
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１１号
静岡県藤枝市瀬戸新屋229番地の１　松本アパート
債務者　吉田キミ子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１４号
栃木県矢板市中438番地27
債務者　津久井厚子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係